

名古屋議定書実施に関する 国内外の動向

生物多様性条約・ABS説明会
2012年9月26日、大阪科学技術センタービル

一般財団法人 バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所

炭田 精造

1. 国際動向

名古屋議定書実施に向けての動き

■ 議定書の署名、批准の状況(2012年9月21日現在)

署名国:92カ国。

批准国:5カ国(ガボン、ヨルダン、メキシコ、ルアンダ、セーシェル)。

発効の条件:50カ国が批准した日から90日後に発効する。

■ 議定書に関する政府間委員会(ICNP)の実施

2回のICNP会合(2011年6月5 - 10 日& 2012年7月2 - 6日)を開催し、議定書実施に向けて準備作業を行った。

■ 第11回締約国会議(COP11.インド・ハイデラバード)

2012年10月8 - 19日に開催の予定。議定書実施の準備に向けて、諸活動の方針とスケジュールを決定する。

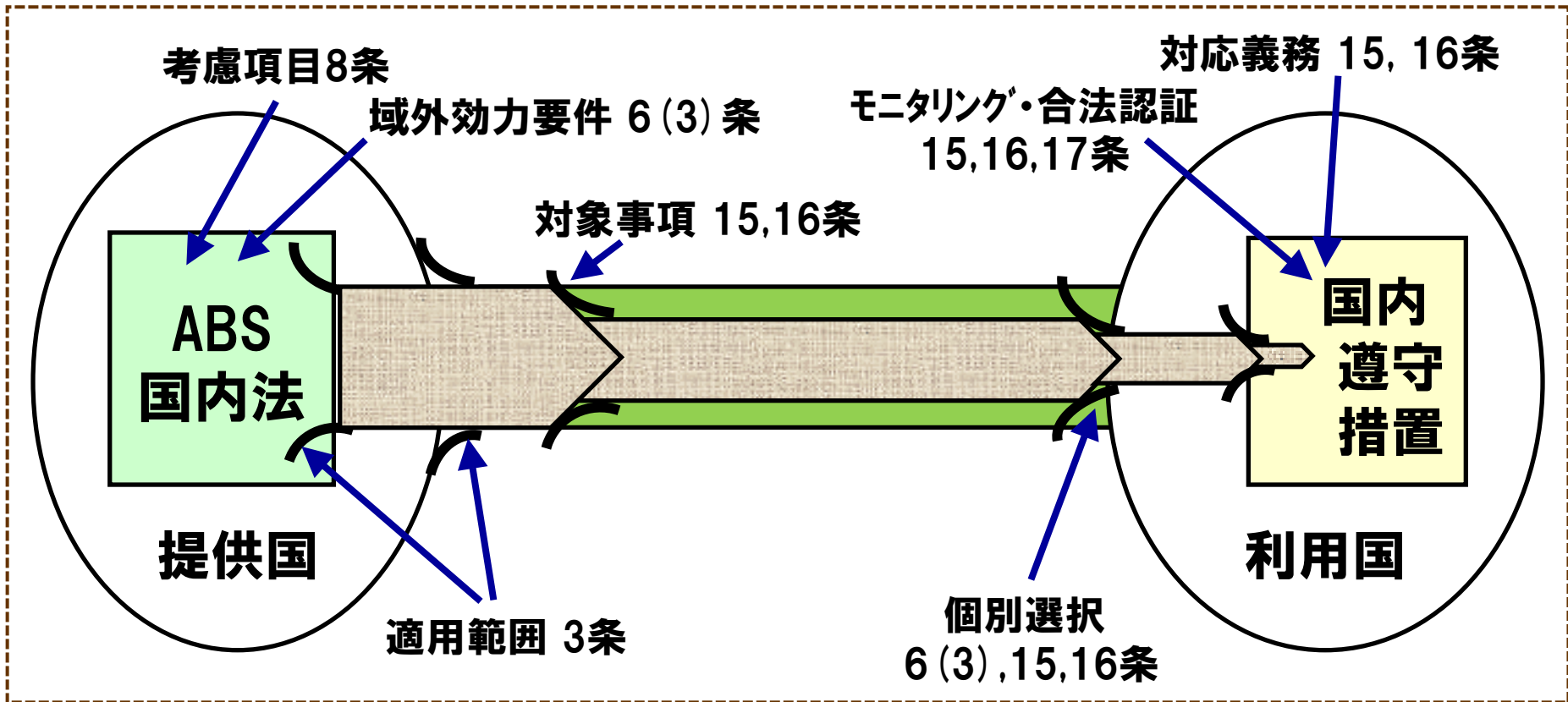
開発途上国の動き

- 途上国全般の一枚岩的な「連帯」は後退した。
- 「多国間利益配分の仕組み（NP10条）」に関して、アフリカG、中南米Gやマレーシアの考えの相違が顕在化。

ABS国内法の範囲

【提供国のABS国内法の域外適用】

- 利用国の国内遵守措置の対象とすべき範囲は、提供国のABS国内法の対象範囲の一部である。



出典:磯崎博司、名古屋議定書の概略、『平成22年度環境対応技術開発等(生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業)委託事業報告書』、2011年3月を一部改変

先進国の動き

- **EU**では、欧州委員会が今年9月末には「域内措置案」を起案し公表する予定。(既に、パブコメ、ヒアリング、技術ワークショップ等を実施した)
EU理事会は、域内で議論の後、COP12(2014年後半か)までに、議定書を批准する方針である。
 - **豪州**は、実施に向けて準備中。(手続きには、かなり時間がかかりそう)
 - **スイス**は、パブコメ中。
 - **カナダ、ニュージーランド**は、住民対応等のために、時間を要する模様。
 - **韓国**は、「生物多様性の保全及び利用に関する法律」を公布(2012年2月1日)した。1年後に施行する。
- 「遺伝資源へのアクセス及び利益の共有に関する法律(案)」を本年国会定期会に提出する予定。

EU域内措置(遵守措置)

- EU産業界は、「域内措置が27加盟国間の円滑な国際貿易を阻害してはならない」と考え、
そのため
「域内で調和したルール(一律ルール)」を希望している。
- 27加盟国の間には発展段階に差があるので、
発展度の低い国の負担が過大にならないような措置になるのではないかと考えられる。

コモディティー(一般流通商品)の扱い

- 一般流通商品を従来の商慣行に従って輸入し販売する場合は、なんらCBD、議定書上の問題とはならない。

議定書第4条 国際協定及び国際文書との関係

1. この議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りではない。本項の規定は、この議定書と他の国際文書との間に序列をつけることを意図するものではない。

他の国際機関・条約との関係

WTO/TRIPs
世界貿易機関

WIPO
世界知的所有権機関

FAO
国際連合食糧農業機関

UNEP
国連環境計画

**生物多様性条約
&
名古屋議定書**

UNCLOS
国連海洋法条約

ATS
南極条約

WHO
世界保健機関

2. 「国内遵守措置」実施への道

名古屋議定書批准に向けた我が国の検討 (環境省)

(1) 「生物多様性国家戦略の改訂(案)」に関する意見募集

(2012年7月6日～8月5日)

【ABSに関する名古屋議定書】

「・・・我が国は2011年5月名古屋議定書に署名し、締結に向けた検討を進めています。」

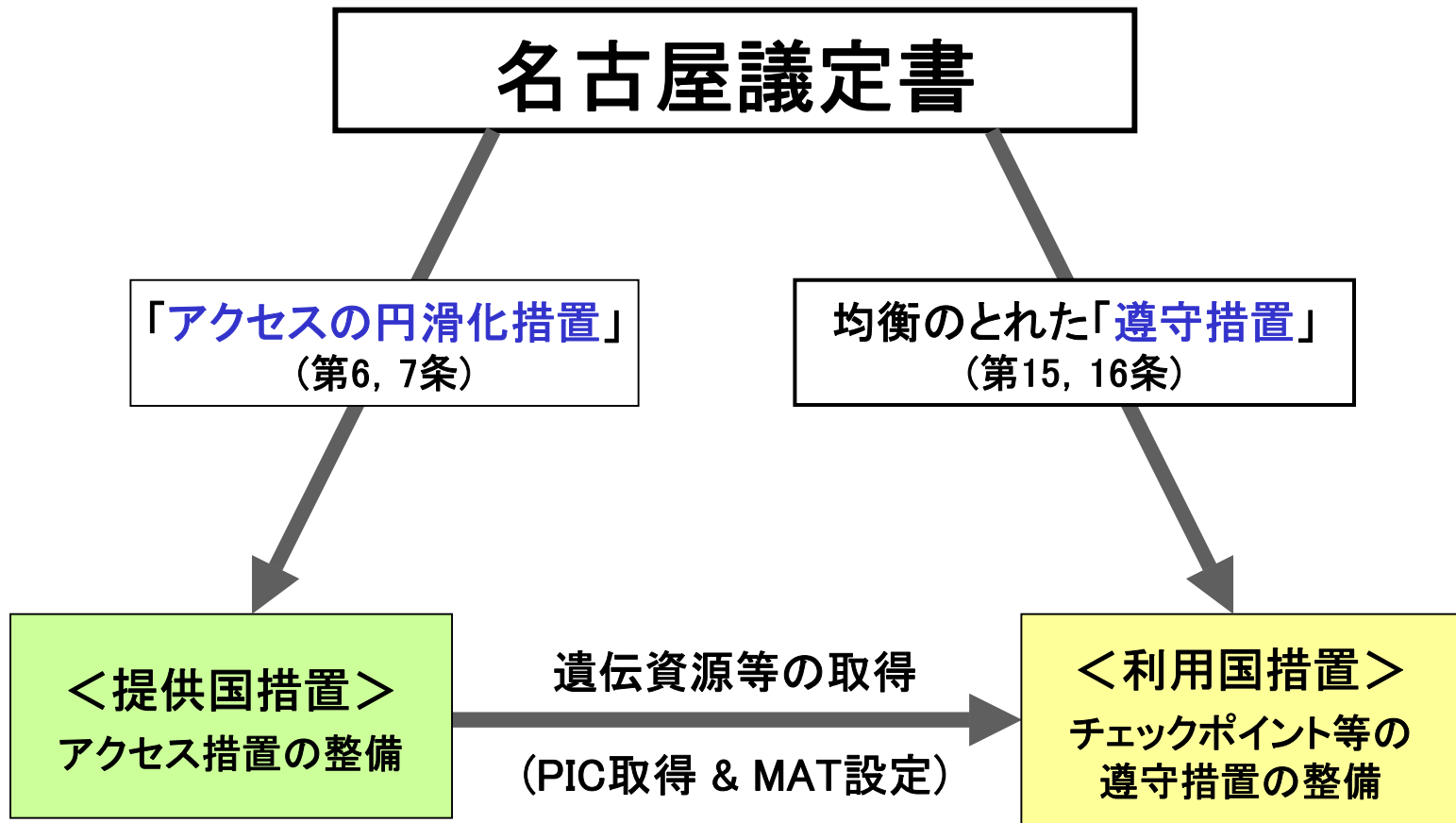
(2) 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」の設置

「環境省ではABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、我が国にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学術界の有識者等による標記検討会を設置し・・・」

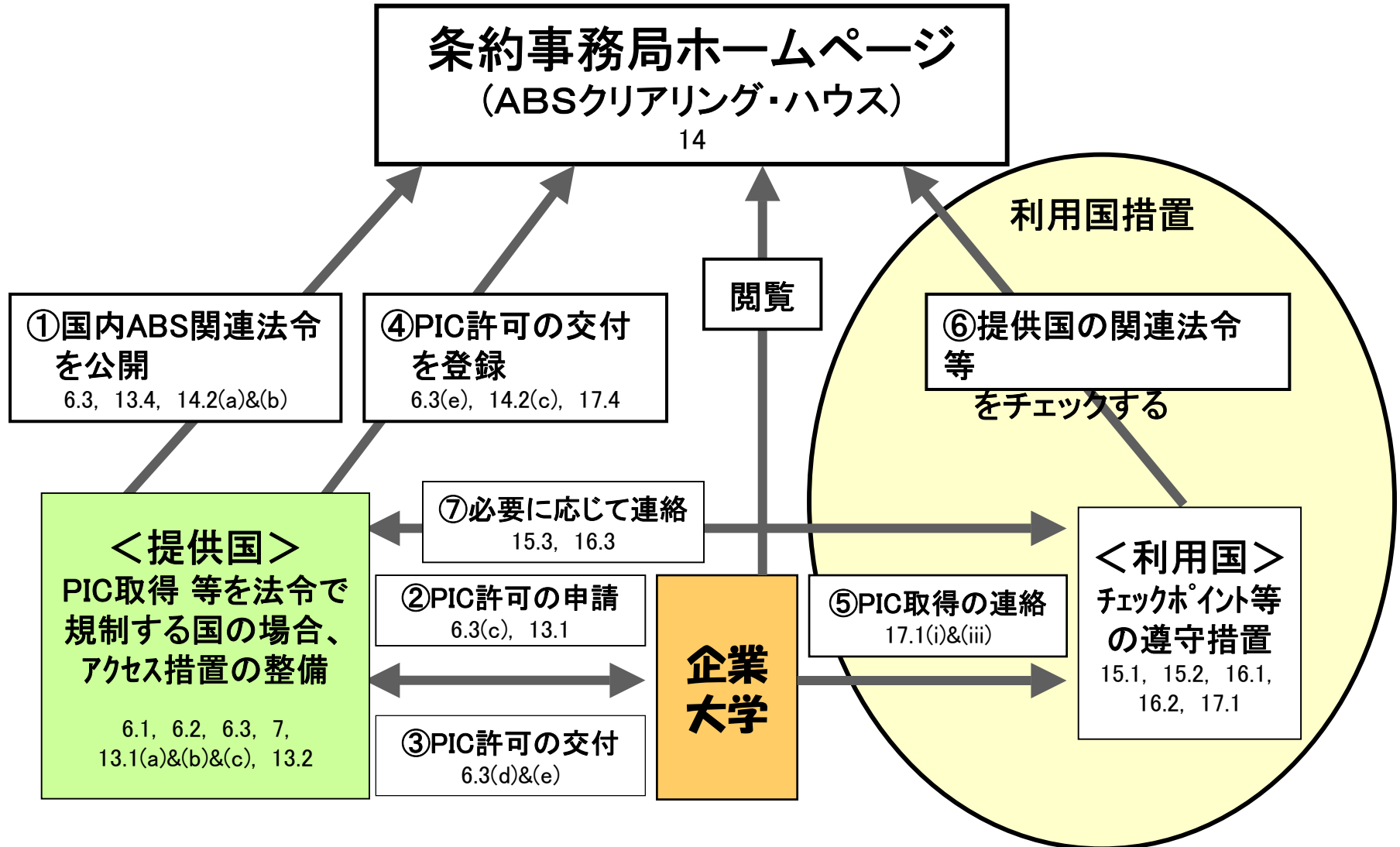
開催日： 第1回 2012年9月14日、第2回 2012年9月27日

第3回以降はCOP11での議論や最新の海外状況を踏まえて調整

名古屋議定書の構造



名古屋議定書の機能する仕組み



今後の考慮すべき点

(1) 日本の企業・研究者はどう対応するか？

- 当面は、METI-JBA「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」(2012年3月発行)の活用を推奨したい。

(2) 我が国の「国内遵守措置」についてどう考えるか？

- 我が国の国際貿易を阻害しないよう、海外先進国等と調和した対応をすべき。
- 日本が拙速に先走りすれば、国益上、デメリットが発生するリスクが大である。
- 今後の国際情勢の変化に合わせて、柔軟に対応し得る措置をとることが必須である。